令和８・９年度岩松北地区デマンドタクシー運行業務委託
〈特記仕様書〉

（適用）

第１条　本仕様書は、富士市（以下「委託者」という。）が実施する「令和８・９年度岩松北地区デマンドタクシー運行業務委託」（以下「本業務委託」という。）に適用する。

（目的）

第２条　本業務委託は、岩松北地区でデマンドタクシーを運行することによって、市民の生活交通を確保することを目的とする。

（契約期間及び運行期間）

第３条　本業務委託の契約期間は、契約締結日から令和 10 年３月 31 日までとする。そのうち、運行期間は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。ただし、運行期間及び運行日は、各種事情により変更する場合がある。

（運行方法）

第４条　本業務委託は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第４条に基づく運行とする。また、これに係る手続きはプロポーザルにより特定された事業者（以下「受託者」という。）が行うものとする。

（事業主体と運行主体）

第５条　本業務委託の事業主体は委託者であり、運行主体は受託者とする。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受託者は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第７条　受託者は、本業務委託の全部又は大部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（会員登録及び個人情報の取扱い）

第８条　本業務委託の利用対象者は会員登録を行うものとし、その登録先は「富士市都市整備部都市計画課」とする。なお、登録情報は受託者に貸与するが、本業務委託の目的以外で使用することは禁止する。また、貸与した個人情報は厳重に管理し、漏えい及び不正利用等事故防止に十分配慮しなければならない。

（運行内容）

第９条　本業務委託における運行区域、ダイヤ及び停車場等については、別図のとおりとする。ただし、各種事情により変更することができるものとする。

２　運行方法は、利用前に電話予約を必要とする予約制とし、予約がない場合は運休するものとする。

（運賃）

第 10 条　本業務委託における利用者が支払うべき運賃は、次の各号によるものとする。

⑴　１乗車 500 円の定額とする。なお、小学生は 250 円とし、未就学児は無料とする。

⑵　本業務委託では、市内共通回数券（以下「回数券」という。）を利用できるものとする。

⑶　本業務委託では、免許返納者用富士市内公共交通共通回数券及び公共交通プラチナ回数券を利用できるものとする。

⑷　本業務委託では、乗継割引券（以下「乗継券」という。）（大人 50 円割引、小学生 30 円割引）を利用できるものとする。なお、乗継券の発行は、受託者が運行車内で行うものとする。

２　運賃の徴収は受託者が行い、利用者から徴収した金額は本業務委託の運行収入とする。

（国庫補助）

第 11 条　本業務委託が国庫補助対象路線の場合は、受託者は申請に係る書類作成やデータ提供など、委託者の要請に従うものとする。

２　補助金の交付申請は委託者が行い、交付された補助金は本業務委託の運行収入とする。

（支援金）

第 12 条　富士市コミュニティ交通サポート制度要領に基づく支援金については、本業務委託の運行収入とする。

２　委託者が集金する支援金については、委託者の指定する者が集金して受託者に渡すものとする。

（委託料）

第 13 条　委託料は、運行経費から第 10 条第２項、第 11 条第２項及び前条第１項に規定する運行収入を減じた額とし、実績報告書に基づき精算するものとする。なお、運行経費は、実便のメーター料金及び実便の配車に係る経費とする。

２　前項に定めた実便の配車に係る経費は、運行及び配車に関する実績に基づき、委託者と受託者の協議の上、変更できるものとする。

３　受託者が販売した回数券が、富士急静岡バス株式会社の運行するバス、岳南電車株式会社の運行する岳南鉄道線及び委託者が運行を委託する他のコミュニティ交通にて使用され、富士急静岡バス株式会社、岳南電車株式会社及び委託者が運行を委託する他のコミュニティ交通の運行事業者から請求があった場合には、その額を支払うものとする。なお、その請求金額は実績報告時に精算するものとする。

（報告書の作成と提出）

第 14 条　受託者は、各月の利用実績、運賃収入、回数券及び乗継券等について、翌月１０日までに使用された回数券及び乗継券を添付して、委託者に報告するものとする。

（支払方法）

第 15 条　受託者は、委託者に対し、本業務の完了前に委託料の一部を実績に応じて各期に分けて請求

することができる。なお、その請求日及び金額は次のとおりとする。

第１期　令和９年７月末日までに、４月から６月の報告書に基づく金額とする。

第２期　令和９年 10 月末日までに、７月から９月の報告書に基づく金額とする。

第３期　令和 10 年１月末日までに、10 月から 12 月の報告書に基づく金額とする。

第４期　本業務委託完了後速やかに、第 13 条に基づき精算した委託料から、第１期から第３期までに支払われた額を減じた額とする。

（安全の確保）

第 16 条　受託者は、運行の安全確保上必要な措置については、早急にこれを行うとともに、災害発生時等の運行については、委託者と受託者が協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

２　受託者は、安全の確保及び事故等への対応については、第１項及び次条に基づく他、委託者から支給される「危機管理マニュアル」（別紙）に沿って行うものとする。

（事故等への対応）

第 17 条　本業務委託において事故等が発生した場合は、受託者は速やかに「危機管理マニュアル」（別紙）により委託者へ連絡するとともに、その解決に当たるものとする。

（事故等による損害の負担）

第 18 条　本業務委託の実施に関して生じた事故等による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は受託者が負担するものとする。

（運行車両等と管理）

第 19 条　運行車両は受託者が用意する普通車両を用いることとし、受託者は運行に当たり、適正な車両の保管、清掃、整備及び修理等を実施するものとする。

２　停車場の設置、改修及び修繕は委託者が行い、状態の確認、位置の修正及びお知らせの掲示は委託者と受託者が協力して行うものとする。

（代替車両運行）

第 20 条　受託者は、車検、故障及び事故発生等により運行車両の使用が不可能になった場合は、受託者が用意する車両を用いて運行を確保しなければならないものとする。

（利用者への対応）

第 21 条　受託者は、本業務委託についてサービス業という認識を持ち、言葉遣い等の接客態度には十分注意するものとする。

２　委託者は、本業務委託において、接客態度に対する利用者からの苦情が多い場合は、受託者に対し必要な措置を講じることができるものとする。

（その他）

第 22 条　受託者は、業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、委託者へ速やかに報告し、委託者と協議するものとする。

●岩松北地区デマンドタクシー　『うめタク』について●

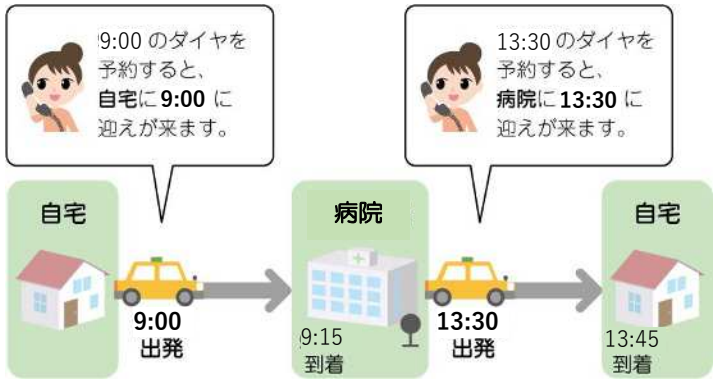
令和８年10月現在

名　称　▶　『岩松北地区デマンドタクシー**うめタク**』

ダイヤ　▶　（始発便）**７時～**（最終便）**17時30分**

迎えに行く時間	
7	00
8	00
9	00
10	00　30
11	30
12	30
13	30
14	30
15	30
16	00　30
17	30

【予約イメージ】

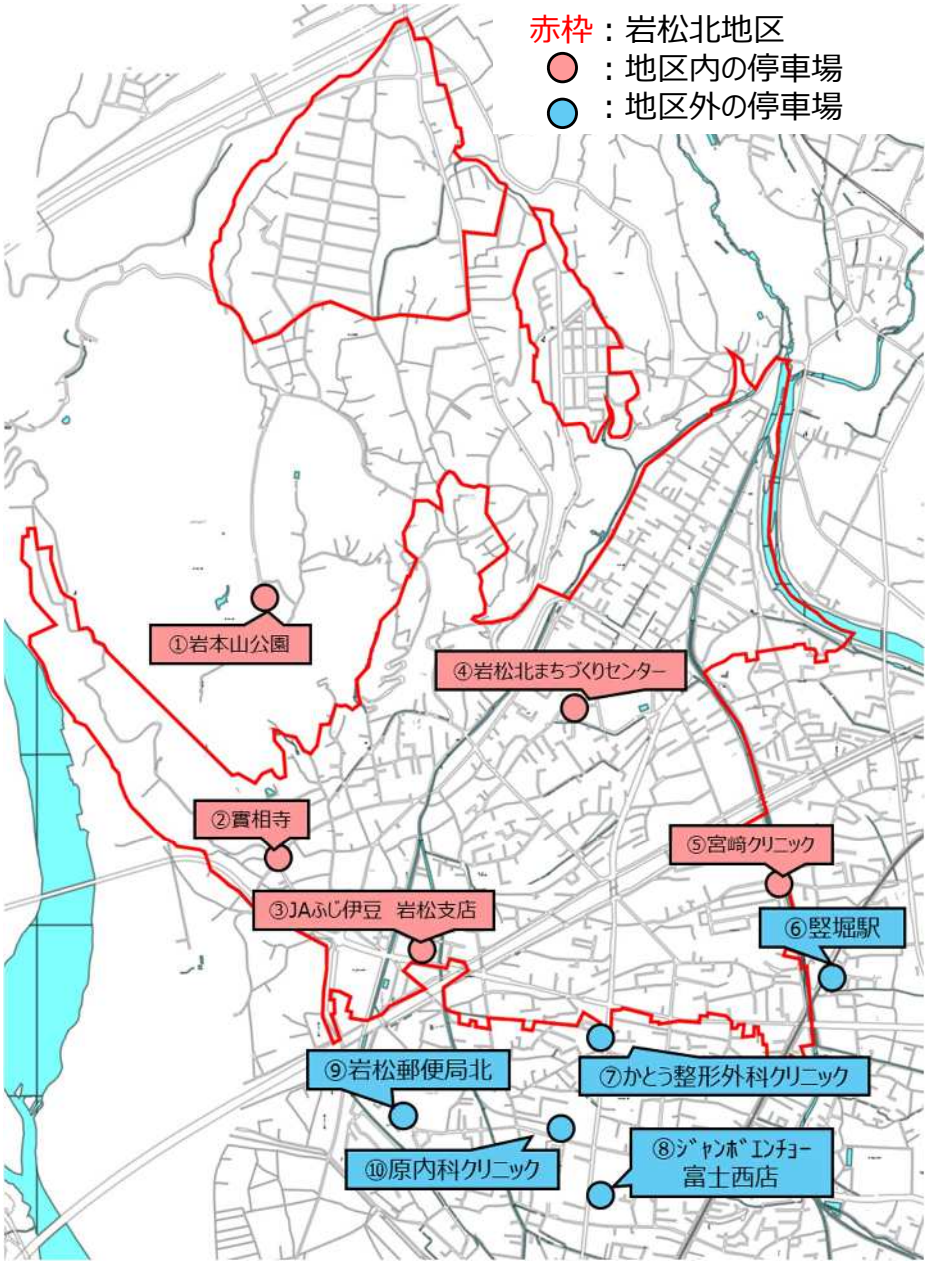


運　賃　▶　1乗車**500円**（小学生は250円、未就学児は無料）

停車場　▶　**10**ヶ所

①岩本山公園　②實相寺　③JAふじ伊豆岩松支店
④岩松北まちづくりセンター　⑤宮﨑クリニック
⑥竪堀駅　⑦かとう整形外科クリニック
⑧ジャンボエンチョー富士西店　⑨岩松郵便局北　⑩原内科クリニック

※現在交渉中のため、変更する可能性があります



【問合せ先】
富士市都市計画課　公共交通推進担当　電話：0545-55-2904